

第二章 米騒動 民力涵養計画

第一節 米騒動と米廉売施米対策

三九 「米騒動と横浜」等県知事有吉忠一の

県政回想

○頻繁なりし対外交渉

神奈川県へ赴任した時は、恰度欧州大戦の初期に当り、日本が日英同盟の誼により、連合国側に加担して、戦争に参加した際であったので、防諜関係を初め、敵国人の取締り、敵国財産の管理等で対外交渉が頗る頻繁であった、其の対外交渉の際使った通訳が竹山安太郎という人であったが、此の人は自分が千葉県に在任中、千葉警察で通訳をして居た人で、当時英語をすっかり勉強する様にと勧めたりしたこともあったが、それが奇縁と云はうか、自分が神奈川に赴任すると、此の人も亦偶然神奈川県に来て居たのである、自分が神奈川を去ると此の人は間もなく警視庁の通訳となったが、西比利亜出兵の際陸軍の通訳となつて西比利亜に行き、チェコスロバキアのマサリック博士を庇護して大いに尽す所があったので、其の後マサリック博士は竹山を徳とし、礼状を贈つたり、勲章を授与したり

して、竹山の尽力を表彰した、後日竹山は「建国秘録」と題する書物を書いてチェコスロバキア建国の内幕話を発表したが、其の書の序文に、神奈川県で苦心した経歴を書いて居る、それを見れば大体神奈川に於ける対外交渉のあらましが分かる。

一番うるさかった事は、白系露人が続々逃亡して来る、そしてゴロ／＼滞在する、其の処置であった、第一之を救助する手当に困った、結局亜米利加へ送ることとなり、政府に旅費の補助を受けて、何んでも数十人送つたと記憶する、其の他対外交渉はいろ／＼実にくるさかったが、併し後には大変しよくなつた。

○京浜道路の改修 付横浜、横須賀間

神奈川在任中の仕事で今尚ほ記憶に残つて居る著るしい仕事は道路の建設である、県下一般の道路は比較的能く維持され管理されて居るが、京浜間と横須賀横浜間は非常に悪く、旧街道しかなかつたのである、其の旧街道たるや、道幅は狭く、屈曲が甚だしい上に、人家が軒を連ね、交通が頻繁なので、交通上不便少なからずであった、殊に横須賀横浜間は、一度逗子を迂回せねば横須賀から横浜へ来られぬといふ状態であった、然るに横浜は帝都の玄関である、此の玄関を通じて人も物も帝都にはいるのであるに係らず、此の帝都

の玄関からは単に汽車があるのみで、陸上斯る状態では、時代の進運に副はぬ、是非とも改良の必要があると痛感した、而かも此の道跡の改修は、単に横浜市や、神奈川県として必要な計りでなく、国家全体の上から見ても、帝都の玄関を繋ぐのであるから、国家としても最も必要な事である。

従つて此の道路改修には、宜しく国費の補助があつて然るべきものと思つた、然るに当時政府の方針は、軍用道路の爲には補助を与へるが、一般産業上の爲には補助せぬといふ方針であつた、當時は寺内内閣の時で、内相が後藤新平氏で、次官が水野練太郎氏、土木局長が小橋一太氏で東京府知事が井上友一氏であつた、そこで自分は先づ井上氏に相談した所、井上氏は一議に及ばず賛成したので、井上氏と二人で小橋局長に話すと、小橋氏も同感を表したので、其所で水野次官に話し、次官から後藤内相に話をされた所が流石後藤氏の事として問題は迅速に解決され、京浜間の道路改修費に対しては国庫より補助を与へると云ふ事が決つたのである。

其時小橋氏の話では、青森、下ノ関間の改修が、国防上からも産業上からも、最も緊急を要するので、此の両地間に於ては、改修する地方から順次に補助を与へるといふのが其の時に決つた政府の方針であつたのであるから、此の京浜間の国庫補助獲得は、後日神

戸、大阪間の改修の時の伏線となつた訳である。

当時民間実業界に於ても、京浜間道路の現状に嘆息し、一日も早く之が改修をなす事は、経済的見地から最も必要であるとなし、京浜間実業家の協議団体「一日会」が東京府知事と神奈川県知事即ち自分を招待して尽力を求めたので、恰度今自分等が計画して居る次第を述べ、政府の態度を打ち明けて話した所一同は大いに歓喜した事を覚えて居る。

そこで京浜間国道の中神奈川県内の改修費として先づ四百万円を県会に提案した処、満場一致を以て協賛を得、愈々工事に着手することになつた、所が此の予算には鋪装費が計上してなかつたから、自分が兵庫県に転任後土木課長の高田景氏が、時の知事を説き鋪装費を追加したから、更に二百万円を増加した様に聞いて居る、斯くして現在の京浜国道が出来たのである。

一方横浜、横須賀間の改修は、横須賀が軍港である以上国防上、東京、横浜の交通を最も円滑にして置く必要がある事は、言はずして明らかである。で、これも県会に提案したが、この方は大分県会で採めたあげく、結局通過した、自分は通過後測量中に兵庫県へ転任したから、直接工事を見るには至らなかつた。

工事はまづ京浜間を先きにし、それから横須賀に手を着けた、当

時逗子に御別邸を有せられた東伏見宮殿下には、常に往復の不便を御漏らしになって居たので、改修の旨を申上げて置いたが、竣工までには、民家を取り払ったり、田畑を徴収したり、種々の関係で相当の時日を要した、多摩川の方は東京府と共同で、橋の中央を境ひに各分担して工を急いだが、東京側が二年程遅れた、東伏見宮殿下には六郷の橋はまだ出来ぬか、いつ出来るかと仰せられて、大麥御待遠うしく思召されて居たのは畏き次第であった、後日芽出度く開通を見た時は、悲しくも宮殿下には既に此の世におはしませず、お六郷が開通したかと、御満足の御言葉を拜するを得なかつた事は、洵に遺憾の極みである、その開通は既に自分が横浜市長になつてから後の事であつたが、或る日それとなく東伏見宮御殿に伺候し、妃殿下の御機嫌を奉伺して、事務官に会ひ、それとなく六郷橋開通の旨を申上げて置いたが、其の後妃殿下に拝謁して直接申上げたところ(妃殿)殿下にも非常に御満足遊ハされて居つたことを記憶して居る。

○多摩川堤防問題

前任石原知事が多摩川の堤防修築に就て、内務省に認可申請をしたが、内務大臣からは相成らんといふ指令を受けた、元來堤防の修

築は普通知事の権限に属するのであるが、河川法を施行されて居る河川の堤防の修築は、内務大臣の認可を要するのである、多摩川は其の河川法が施行されたので前知事が申請をしたのであるが遂に不認可となつた、然るに対岸の東京側の堤防は立派に出来て居るので毎年雨期には神奈川側が汎濫して県民の被害は実に甚しいのである。

然れば自分は其の当時の土木局長であつた小橋氏に、此の大臣の指令は何共其の趣旨の了解に苦しむ、東京府の民の水害は免れる様に許してやつたが、神奈川県の民の水害を免れる様にすることは許さぬと云ふのは、ドウしても承服が出来ぬ、其の理由を説明して貰ひ度と迫つた所が、小橋氏の返答は、多摩川は東京、神奈川両府県の間を流れ相互の対岸の間に紛議が多い、仍て政府に於ては孰れ大々的に改修をする積りであるから、夫れ迄は現状の儘を維持して、手をつけさせぬ方針であるといふのである、然し乍ら其の当時に於ては多摩川改修の設計も出来て居らず、予算も成立して居らぬからいつ出来る事やら時期も不明である、此の期間県民の災害を被るのを坐視するに忍びぬ、自分は其の当時自分が苟くも地方長官として陛下の御宝をあづかつて居る以上、管下の公利公安に関する事を徒らに便々として放任し置く訳には行かず、一日も早く公害除去の

方法を講ずる事が、知事の責任上当然の任務であると考へ、上級官庁に於て認可が得られなければ止むを得ず、知事の権限内で出来る範囲に於て知事の責任を以て所信を断行するの外ないと云ひ、小橋氏は夫れは君の御随意にといふ事であつた、そこで河川法の施行区域外に里道を設くることを多摩川沿ひの御幸村に許可し県費の補助を与へて工事に着手した、高い道路とするのは言ふ迄もなく自然に堤防となる用意である、村民は大喜びで労働に従事した、所が其れを見て対岸の東京側が騒ぎ出した、神奈川の方に左様の築造をやられては、自分等の側が害を蒙るといふのである、そのため毎日百人の監視を繰り出して工事を妨害する一方、代議士高木正年、漆昌巖など云ふ連中が内務省に運動して中止させ様とした、恰度一木内相が台湾へ出張中で、前東京府知事の久保田政周氏が次官で留守を預つて居た、土木局長が小橋一太氏であつたが、久保田氏は其の前東京府知事であつた關係上東京側に同情がある、つひ目と鼻の間にある神奈川県の事なれば一応自分を召喚して能く其の事情を糺すことも出来るのに、それすら行はず突然工事の中止を命じて来た、こちらは反問した、何故に中止の命令かと、すると二週間程経て河川法によって命ずるといふ回答であつた、自分は河川法の施行区域外であるから河川法の適用を受くべきものでないと云ふ解釈であつた

が、法の解釈に就ては上級官庁の解釈が下級官庁の解釈を羈束するといふのが行政法の原則だから、これに服従するの外ない、止むなく工事を中止した、所が其の出来上つた工事を悉く撤去せよ、撤去しなければ承知せぬと、高木代議士等が意気まいて、また内務省へもちこみ、撤去命令を出してくれと願ひ出た、其の際は一木内相がもう台湾から帰京して居られたが、結局道路としては認めず、堤防として認めるといふ事になつた。

大正五年大隈内閣総辞職の最後の閣議の時、其の最後の閣議の最後の議題に、神奈川県知事処分問題といふのが上議された、言ふ迄もなく此の多摩川治水工事に対する自分の取つた態度が宜しくないと云ふのた、閣議の結果自分は遂に譴責処分をうけたのである、當時一木内相は、君の名譽を思ふて官報には載せぬ様にしたと云はれた、なる程官報には出なかつたから世間は誰も知らない、一木内相の心づかひは素より感謝するが、併し自分はたとひ官報に載せられても決して不名譽とは思はぬ、自分は名譽の譴責と心得て居る、自分の地方長官としての心構へは、常に県民本位であり、県民のために公害を除き、県民のために公利を計り、管下の進歩繁栄と陛下の御民の安寧福祉を造次顛沛も忘れた事はない、万般の施設みなこの気持で一貫して居るつもりである。

○米騒動と横浜

大正七年の米騒動は、富山県から端を発し忽ちにして燎原の火を焼くが如く全国に波及し、東京を初め地方の大都市中、大小の差こそあれ騒動の起らなかつた所は殆んど無い位であったが、独り横浜のみは無事平穏であった、しかし其の無事平穏は自然に平穏であつたのではなく、予め警戒を厳にしたからである、当時不穏の徒が暗躍して、夜中密かに不穏のポスターを市中諸所に張って居たのを、非常に早く発見したので応急手配して嚴重の警戒を加へたため、あの伝染力猛烈であつた米騒動も、横浜だけは幸ひ事なきを得たのである、ところが此の警戒が意外の事から起つて居るのである。

或日の早朝であつた、自分はまだ寢床の中に居ると、突然警察部長から電話がかゝつて、昨夜小田原の閑院宮御別邸に泥棒が這入つたといふ報らせである、それは大変と飛び起き嗷ひ洗面もそこ／＼に衣を更め、警察部長〔当時の部長は大塚惟精氏〕を呼び、帯同して小田原御別邸に御見舞と御託びの為に伺候した、折柄殿下には御平服で姫宮殿下を御連れになつて、庭内を朝の御散歩中であつたので、御庭内で拝謁し恐懼御見舞申上げた、すると殿下には、知事にさう云つて詫びられると自分の方にも落度があつたと仰せられ、女中が臥所ふしどに入る前雨戸を一枚しめることを忘れ、賊はそこか

ら侵入した旨、尚妃殿下が大変心配して居られるとの仰せを拜したので、更に妃殿下に拝謁して不慮の御盜難を御託び申上げた、そこへ宮殿下も散歩から御帰りになつて、いろ／＼難有い御言葉を拜し、恐懼して御別邸を辞去したが、御盜難の妃殿下の御召物を搜索するため、早速県下全体に亘り総密行をやらせた、其の総密行の手配のおかげで、前に述べた不穏のポスターを発見することが出来たので、まだ世人の目に触れぬ前に悉く剥ぎ取つて仕舞ひ、これはどうも怪しいぞと警戒を加へたのである、そのため一般の人心を惑亂して物情騒然とならぬ内、未発に防止するを得たのである、神奈川県に米騒動がなかつたのは、全く殿下の御余徳の然らしむる所であると申すべきである、警戒については県庁に青年団を集め、町内町内は若い者が守るやうにと各自に初めて自警をやらせたが、之が非常に効果があつた、後年関東大震災の時から自警団の組織が盛んに行はれる様になつたが、この時の自警団が最初のものでないかと思ふ、また米穀商組合を県庁に集め、一般に不安なき旨を説き聞かせ、若し運送に故障があれば其の旨上申せよ、然るべく応急措置を講ずべしと告げる等、騒動防止に就ては、万手落なく警戒したのでかた／＼以て平穏無事なるを得たのは誠に仕合はせてあつた。

○治水と植樹

戸塚、大船間を流るゝ柏尾川は、小さいな川であるが水流が極めて緩慢なため、割合に氾濫の多い川なので、堤防改修の必要があり、既に改修費の承認を得て改修しつゝあつた、其の改修が落成した所で、植樹を出願して来た、然るに技師の意見では堤防に樹木を植えると堤防がいたむといふ、まるで熊沢蕃山の治水とは正反對の説で、蕃山は植樹で堤防の強化を図つたのだが、植樹が堤防に害があるといふのは、当時内務技師連中の定説であつた、技師の曰く、樹に颶風（モウロウチ）が菓つたり、風に揺られて倒れたりして弱点が生ずる、強化どころか、脆弱性を来たし、切角改修しても恒久性を欠くと云ふのである、併し自分は此の説を鵜呑みに出来ぬ、別に見る所があつて、知事の権限で願を許可し、川の兩岸に桜の若木を植えさせた、改修の結果堤防の保強は非常によく、桜樹も年々成長して、今や花期には桜雲飄々として、畜に里人を喜ばしめて居るのみならず、時々刻々沿道を往來する列車の窓から旅客の目を楽しまして居り、堤防には毫も害を及ぼして居らぬ。

其の後多摩川に愛桜会といふものが出来て、自分に其の会長を委託された、会の目的は多摩川の兩岸に桜を植えて、名所を作るといふ趣旨である、近來東京方面には桜の名所が少なくなつて、却つて

米国にお株を奪はれ、華府のポトマック河畔の桜など盛名を恣（ま）にして居る、日本には只新潟県の加治川の桜が有名で、其の外滋賀県の彦根、安土間□□川の堤防位のものだ、是等何れも堤防に害をなして居らぬ、多摩川の兩岸に桜を植えれば、其の美観は素晴らしいものであらうが、内務省が許可せぬので僅に堤防の内側に植えたが、これでは堤防の風致とはならぬ、元來多摩川は水量が少なく、洪水の時でも洪水敷に水が乗るか乗らぬか位だが、水源に植樹が行き届けば自然洪水氾濫の虞れもなく、堤防を美化して、市民の遊覽地域として屈指の所となる、水があり土地が有るのだから、能く之を利用して、東京市民の爲めは勿論、広く日本の桜の名所としての設備を完ふする様、内務当局の善処を望むのである。

鶴見川は小さいな川であるが、其の割に水害の多い川で是非改修の必要がある、下流に鉄橋があるので改修費四十万円を要するので、鉄道省に交渉して補助を要求したが、鉄道省では改修の必要なのは鉄道自身の必要からでなく地方利害のため必要なのであるから（小説）鉄道が補助することは出来ぬと云ふて遂に承引せず、爾來久しく其儘になつて居つたが、関係官民の熱心なる運動により遂に政府の同意を得、昨年の帝國議會に於て予算の成立したのは誠に悦ばしき事である。

○多摩川治水案

以上述べたのは多摩川治水の一部分の一次的応急施設であつて、其の全般的治水案は、翌年の県会に提案した、勿論政府の補助を期待しての案であるが、県会があと三日を剩す時即ち十二月十七日、かねてより病氣の父が死亡したので、喪中三日間の県会を欠席した、其の間に県会は議案を握りつぶしてしまつた、其の原因は元來多摩川の改修費は郡部経済負担であるのを市部連帯の負担として提案したから市部の議員が平らかならず、色々苦情を持ち出したためであつた、然し其の翌年の県会に再び之を提案し遂に其の同意を得たが、政府は之を国庫支弁に移し、政府に於て直轄工事として施行するゝこととなり、今日では既に立派に成功して居るが、其の當時を回顧する時は感慨無量である。

○相模川の治水

相模川の治水工事も其の費用は市と郡部の連帯負担といふ事にして県会に提案した、所がこれも市の連中が反対したので、極力説諭して翻意に努めた、元來横浜は相模川の上流、道志川から水道の水を取って居るのだが、横浜は將來まだ大いに發展するから、道志川の水だけでは足らぬ様になって来る、後日水道拡張の場合、今日一

文も費用を負担して居らぬと、其の時文句が云へぬではないか、其の後日の事を思つて案に賛成せよと説諭し、結局県会を通過した、所が市部の議員は通過はせしめたものゝ斯く知事が郡部負担の経費を連帯に移すのは怪しからん、何んとかして知事の鼻をあかしてやりたいと機会をねらつて居た連中があつて、市部の経済で消防特設隊の設立予算案を県会に提出した所、其れを握り潰してしまつた、然も其の理由には何等の根拠がないので自分は直に原案執行の申請をした、これが三月頃許可になつたが、其の後間もなく自分は兵庫県に転任を命ぜられ、暫らく東京に滞在して居つたが、其の間に長者町に大火があつて、消防隊の必要は益々痛感せらるゝに至つたがために、横浜貿易新聞は有吉知事の赤い舌と云ふ見出しで市部県会議員が謂はれなき反対をした事を皮肉つたことがあつたことを記憶して居る、其の後此消防隊は成績頗る顕著で、之れが出来てから大火と云ふものは殆んどなくなつたと云ふも過言ではない、そして之れが先驅となつて今では各府県之れが設置のない所は無い様になつた。

〔有吉忠二口述 同夫人筆記〕有吉義弥氏蔵

三〇 中郡大磯町の米廉売施米実施状況

(一一五)

中収第一二二六一号

大正七年八月十二日

(二)

大磯町長 殿

中郡長 (印)

農商務省調査ノ結果ニヨレバ内地在米ハ相当ノ分量アルコト明瞭トナリ之レガ配給方法ニ付銳意尽力中ニ係リ又外来分配方法ニ付キテモ全省ニ於テ尚ホ一層適切ナラシムル様講究中ニシテ本県ニ於テモ亦考慮中ニ付此ノ際一般ニ危惧ノ念ヲ懐カシメズ民心ノ動揺ナカラシムル様適切ノ方法ヲ取ラレ度此段及通牒候也

追テ米価問題ニ関セル民心ノ傾向等大要承知致シ度至急報告可有之候

(注) この通牒は、八月十三日付で大磯町長白根鼎三名により各区長に通知されてゐる。

(一)

中発第一二二七一号

大正七年八月十三日

中郡役所 (印)

大磯町 役場 御中

外来分配方申込ニ関スル件

今般本県ニ於テ外来分配相成ベク候条共同購入希望ノ向ハ其数量取纏メ明十四日夕刻迄〔此時刻迄ニ申出ナキ向ハ一時希望者之レナキモノト認ム〕ニ当庁へ申込マルベク候

追テ価格並ニ代金取引等ハ曩ニ通牒候指定商ノ取引ト大差無之見込ニ候

(三)

大正七年八月十六日

大磯町長 白根鼎三

区長 殿

今般外来五拾袋先以テ配給相成候ニ付テハ左記ノ方法ニ依リ廉売候間区内細民一般ニ通知相成度候也

追テ左記事項ハ一般ニ洩レナク徹底候様通知相成度候

一 売石ノ原価拾九円貳拾五銭ノ処御下賜金并県内有志ノ寄付金ヲ

以テ売石ニ付金四円貳拾五銭補給セラレ候ニ付売石拾五円ニテ販

売ス

一 廉売所ハ山王町〔山王神社内〕南下町〔かづき屋前〕台町〔妙昌寺内〕ノ三ヶ所トス

○山王町販売所ニテ購入スベキ区ハ高麗、化粧町、長者町、山王町トス

○南下町販売所ニテ購入スベキ区ハ神明町、北本町、北下町、南本町、南下町トス

○台町販売所ニテ購入スベキ区ハ茶屋町、裡通り、台町、西小磯トス

一 廉売ハ今拾六日午後四時ヨリ開始ス

一 数量ハ一戸参升ヲ限度トス

一 生活困難ノモノニ限り売渡スモノトス

一 代金ハ区长ニ於テ取纏メ役場ヘ納付スルコト

(四)

大正七年八月十九日

大磯町役場

大磯各区長宛

白米廉売所設置ノ件

内地白米廉売ニ関シ予テ協議置ノ処今般更ニ町ニ於テ別記ノ通り区分ヲ定メ廉売所ヲ設ケ今十九日ヨリ廿二日ニ至ル四日間毎日記載ノ

時間内ニ於テ販売可致候ニ付テハ其関係区ハ可成区長ハ定刻前ヨリ出頭廉売ニ係ル諸般ノ幹旋相成度候也

(五)

中収第一二二六六号ノ三

大正七年八月廿二日

中 郡 長 (印)

大 磯 町 長 殿

御下賜金ニ依ル救済施設ノ件

本月十九日中収第一二、三六六号ノ二ヲ以テ及通牒置候 御下賜金ニ関スル件追記第二項ノイ号ニ於テ主トシテ米ノ廉売ヲナス様申シ置キ候ヘ共地方ノ状況ニ依リテハ麦、粟、稗、芋等ヲ代用スルモ差支無之全項八号ニ於ケル實際困窮セル者トアル内ニハ俸給生活者ニシテ生計困難ト認メラル、者ヲ加フルモ亦差支無之候条此段重テ及通牒候也

(六)

大第二八六五号

大正七年八月廿五日

大磯町長 白根鼎三

大磯稅務署、中郡役所、大磯警察署、大磯小学校、大磯駅、小

田原裁判所大磯出張所、御料局出張所、電気変圧所、両銀行

御中

白米廉売ノ件

来ル八月二十七日ヨリ左記ノ通り当町ニ於テ白米廉売開始候間及通知候也

記

- 一 廉売白米ノ種類ハ外国米、台湾米トス
- 一 価格ハ外米一升ニ付金拾五銭台湾米ハ一升ニ付金貳拾七銭トス
- 一 一人一日ノ購入数量ハ七歳以上ヲ五合、七歳以下ハ貳合五夕トス
- 一 当町ニ現住スル下給官公吏雇員及会社員共同購入ヲナスコトヲ得

- 一 共同購買者ハ当町役場へ申出アリタシ
- 一 共同購買申出ノ節ハ人名家族数(七歳以上)ヲ記載申込マレタシ

(七)

大發第二八六六号 大正七年八月廿五日發議 大正同年同月同日發送
大正同年同月同日決議

町長(印) 合議(印)

年月日

大磯町役場

中郡役所御中

台湾米申込依頼ノ件

一 台湾米(白米)参百石

但シ大磯駅渡シニテ壹石ニ付参拾貳円五拾銭ノモノ
右購買方御依頼申度此段申込候也 一石三十三円二十銭ト變更

(八)

大第 号 大正七年八月廿五日發議 大正同年同月同日發送
大正同年同月同日決議

町長(印) 合議(印)

年月日

大磯町役場

各区長宛

白米廉売ノ件

左記ノ方法ニ依リ白米廉売候間承知可有之此段及通知候也

左記

- 一 別紙購買切符ハ各該当者ニ至急交付セラレタシ
- 一 廉売ハ大正七年八月廿七日ヨリ山王町山王社内北下町妙端寺内
南下町東光院内台町妙昌寺内高麗青年团集合所内西小磯八坂神社
内ノ六ヶ所トス

一 廉売ハ毎日午后四時ヨリ八時迄トス

一切符ノ表面記載ノ事項ハ一般該当者ニ趣旨徹底候様一層ノ注意アリタシ

一 廉売所ニハ区長、区长代理又ハ相当ナルモノヲ毎日一名ツ、出場幹旋セラレタシ

一 廉売区域ハ別紙ノ通り

(注) 別紙略。

(九)

中収第一二、五三〇号

大正七年八月廿七日

中 郡 長 (印)

大磯町長殿

廉米共同購入方等ノ件

官公吏学校教員其他俸給生活者ニ米ノ廉売ヲ為ス場合ニ於テ一般ノ者ト同一ニ取扱フコトハ購入者ニ於テ自然困難ヲ感ズル事情モ有之候ニ付成ルベク各官衙公署学校会社等ニ於テ取纏メ共同購入其ノ他適当ノ方法ニ依ルコト、シ且代金ハ俸給支給日ニ於テ支払ハシムル等特別ノ取扱ヲ為スコトハ必要ノコト、存候
右ニ付テハ夫々考慮ノ義トハ存候ヘトモ相当措置相成度県ヨリ申越
ノ次第モ有之此段及通牒候

大正七年九月七日

助役 (印) 合議 (印)

官公署会社宛

官公署、会社ヨリ共同購入者ニ限リ内地白米壹升參拾五錢ニテ廉売候間必要ノ数量至急申出可有之及通知候也

但購入者月給參拾円以下ノモノニ限ル

代金ハ俸給ノ支給ヲ受ケル当日払込ムベキコト

(一)

大第 号 大正七年九月十日發議 大正同年同月同日發送
大正同年同月同日決議

助役 (印) 合議 (印) 主任 (印)

年 月 日 大 磯 町 役 場

各官公衙会社御中

予テ申込ミニ係ル内地白米ハ配給数量少額ニシテ申込ミ通り配当致兼候間左記之数量送付ニ及ヒ候ニ付申込者ニ対シ可然配給相成度候追テ台湾米及西貢米ハ一人一日五合ツ、ノ廉売可致候間何時ナリ共
申込相成度候代金ハ俸給支給当日取纏メ払込ミ相成度候

内地白米 斗 升 合 夕送付ス代金ハ一升ニ付金參拾五錢ツ、

(一)

大第一号 大正七年九月廿一日發議

町長(印) 助役(印) 主任(印)

年月日

大磯町長

各議員
各区长御中

恩賜米頒施ニ関スル件

来ル二四日恩賜米頒施候条左記ノ件承知相成度此段及通知候也

一 九月廿四日午前十時ヨリ午后四時迄役場内并ニ西小磯、高麗ノ

三ヶ所ニ於テ頒施ス

頒施券ハ別紙ノ通り

一 頒施券ハ各区长ニ於テ配付相成度候

一 頒施白米ハ台湾白米トス

一 左記ノ件ハ特ニ区长ヨリ伝達相成度候

化粧、長者、山王、神明、北本、南本、茶や、裡通、台町ハ午

前十時ヨリ午后一時迄ニ北下、南下町ハ午后二時ヨリ四時迄ニ

頒施米交付所ニ出頭スルコト

一 西小磯、高麗ハ午前十時ヨリ午后四時迄ニ各其交付所ニ出頭ス

ベキコト

一 当日ニ限り白米ノ廉売ヲナサズ

(注) 別紙欠。

(二)

売渡石数

九月六日ヨリ十月十四日迄

一 參百貳拾四石六斗七升壹合(△△)

売上代金七千七百九拾壹円拾九錢五厘

不足金九拾錢九厘

内訳

一 貳百八拾壹石六斗九升貳合五夕役場内廉売所ニテ売渡石数

売上代金六千七百五拾九円七拾錢 不足金九十二錢

一 拾石五斗三升五合 高麗廉売所ニテ売渡石数

売上代金貳百五拾貳円八十四錢

一 參拾貳石四斗四升三合五夕 西小磯廉売所ニテ売渡石数

売上代金七百七十八円六十五錢五厘 金壹錢壹厘過上(△△△)

各官公署共同分

一 貳拾壹石四斗八升九合五夕

売上代金五百拾八円〇八錢五厘

此石數百拾貳石貳斗七升七合

尅袋平均六斗八升五夕七

廉売代金尅千五百參円五拾錢

尅升平均拾參錢三厘九毛余

補給金額參百六拾七円五錢

尅升平均參錢貳厘六毛七

一 拾參石八斗一升二合 役場内及高麗西小磯ニ於テ交付ノ分
此代金三百九十四円也

恩賜米ニ使用ノ分

(四)

大正七年拾月十五日發議
大正同年同月同日決議
大正同年同月同日發送

自大正七年八月廿七日拾日間役場ノ吏員ニテ廉売ノ分
至全一年拾月十四日

外国白米計算表

一 購入高百六拾五袋 尅袋平均廿六ノ三百匁
尅袋平均六斗五升七合五夕

購入代金尅千七百九拾八円六拾錢

運賃金七拾壹円九拾五錢

合計金尅千八百七拾円五拾五錢也

一 廉売高百六拾五袋 尅袋平均十一円卅三錢六厘余
尅石平均十七円廿四錢二厘余

合計金尅千八百七拾円五拾五錢也
差引

増石數參石七斗八升九合五夕

一袋平均二升二合九夕六

一石平均三升四合九夕ナリ

此廉売内訳表ハ別紙^(注)之通リ

備考

購入石數ハ八月廿九日ニ貳拾袋九月七日ニ拾袋ヲ貫量并ニ石數ヲ実
物ニ就キ査定計算シタル平均數ナリ

廉売石數ハ事實廉売シタル數ヲ計上シタルモノナリ金額又同ジ

(欄外注記) 商人補給總計 八八七、六二〇
 二口補給總計 四、四五五、〇四八
 合計 五、三四二、六六八
 (注) 別紙欠。

(四)

大正七年拾月十五日發議 大正同年同月同日發送
 大正同年同月同日 決議
 町長(印) 助役(印) 合議(印) 主任(印)
 自大正七年八月廿八日 役場吏員ニテ廉売ノ分
 至 全年十月十四日 四拾日間

台湾白米計算表

一 購入高七百八袋參斗五升 老袋平均廿二ノ四拾匁
 老袋平均五斗八升

此石數四百拾石九斗九升

購入代金壹万參千九百九拾九圓六拾九錢九厘

運賃金參拾八圓也

合計金壹万四千參拾七圓六拾九錢九厘

老袋平均十九圓七十九錢八厘

老石平均卅四圓十五錢五厘余

一 廉売高七百八袋參斗五升

此石數四百六石壹斗參升四合五夕

老袋平均五斗七升參合貳夕

廉売代金九千九百四拾八圓九拾壹錢 老升平均廿四錢四厘九毛余
 補給金額四千八拾八圓七拾八錢九厘 老升平均拾錢六毛九
 合計金壹万四千參拾七圓六拾九錢九厘

差引 減石數四石八斗五升五合五夕

平均老袋六合九夕老石平均一升一合八夕余ノ欠損

此廉売内訳表ハ別紙(注)ノ通り

備考

購入石數ハ八月卅日ニ拾袋九月九日ニ拾袋ノ貫量并ニ石數ヲ事實ニ
 依リ査定計算シタル平均數ナリ

廉売石數ハ事實廉売シタル數ヲ計上シタルモノナリ金額又同ジ

(注) 別紙欠。資料中「補給金額……平均拾錢六毛九厘」の上に左記の付

箋がある。

「補給額參千九百貳拾貳圓九拾四錢九厘廉売石數ニ対スル一升金九錢
 六厘六毛五ノ補給金百六拾五圓八拾四錢

四石八斗五升五合夕減石數ニ対スル一升金三十四錢一厘五五ノ欠損

金」

(五)

大正七年十月十五日發議 大正同年同月同日發送
 大正同年同月同日 決議

町長(印) 助役(印) 合議(印) 主任(印)

自大正七年九月廿六日五日間
至全 年十月二日五日間

内地白米計算表

一 購入高 拾貳俵四升

此石数四石八斗四升 壹袋平均四斗

購入代金百六拾九円四拾錢

合計金百六拾九円四拾錢

壹袋平均四斗也

壹石平均三十五円也

一 廉売高 拾貳俵四升

此石数四石五斗六升五合

壹石平均三十五円也

廉売代金百五拾九円七拾七錢五厘

差引

減石数貳斗七升五合 欠損

此金額九円六拾貳錢五厘 補給ノ分

合計百六拾九円四拾錢也

備考

大磯町米穀商組合ニ於テ廉売シタル残米ヲ購入シ各官公署ノ月俸金

參拾円以下ヲ受ケツ、アルモノニ廉売シタルモノナリ

大正七年十月卅一日決議
大正同年同月同日 決議
大正同年同月同日

助役(印) 主任(印)

年月日 大磯町 役場

各区長宛

廉売券配付ニ関スル件

外国白米廉売券別紙之通り送付候間夫々配付方取計相成度候尚左記
ノ件特ニ各受給者ニ示達可有之候

左記

一 別紙廉売券^(注)ニ依リ十一月一日ヨリ十日迄拾日間ノ内ニ大磯町各

米穀商店ニ於テ購入スルコト

一 一日一人ノ数量ハ七歳以上ハ三合、七歳以下ハ一合五タトス

一 外国白米ノ廉売価格ハ一升金拾貳錢トス

一 廉売券紛失ノ場合ハ絶対ニ再下付ヲナスコトヲ得サルニ付注意

ヲ要ス

一 白米数量ノ都合ニ依リテハ廉売数量ヲ限定シ且ツ中止スルコト

アルベシ

一 廉売券ニ記載以外ノ物品ヲ購入スルコトヲ得ス

一 廉売券ヲ他人ニ譲与又ハ購入シタル白米ヲ他人ニ転売シタルモ

ノハ敵罰ニ処セラレ

(注) 別紙廉売券欠。

(㊦)

大正七年拾壹月廿日發議
大正同年同月同日決議

町長代理(印) 合議(印)

自大正七年十一月一日拾日間 米穀商組合ニテ売第壹回分
至同 十一月十日

外国白米計算表

一 購入高百五拾袋 米穀商組合ニテ購入分

此石数九拾八石六斗貳升五合

芎袋平均廿六ノ三百匁

同 六斗五升七合五夕

購入代金貳千七円九拾錢

運賃金六拾參円貳拾參錢

合計金貳千七拾壹円拾參錢

一 廉売高百四拾七袋 九拾六石六斗五升貳合五夕 切符廉売ノ分

一同 參袋 芎石九斗七升貳合五夕

中郡役所、大磯町役場吏員共同廉売分

此廉売高金壹千八百八拾參円五拾錢

芎升金拾貳錢ツ、ニテ廉売ノ分

此補給額金八百八拾七円六拾貳錢五厘

芎升金九錢ツ、ノ補給ノ分

合計金貳千七拾壹円拾貳錢五厘

五厘算出ノ減

(㊦)

大發第四二四五号 大正七年十一月九日發議 大正同年同月同日發送
大正同年同月同日決議

町長(印) 助役(印) 合議(印) 主任(印)

大正七年十一月九日

大磯町役場

各区長米商組合長宛

白米廉売ニ関スル件

外国米ノ廉売ニ関シテハ各米穀商ニ委托本月拾五日迄継続廉売スベ
キ子定ノ処外国米供給上不足ヲ生ジ候為メ該白米到着スル迄本月九
日限り一時廉売ヲ中止候間夫々關係者へ示達相成度此段及通知候也

(㊦)

大正七年十二月十二日

大磯町役場

各区長殿

白米廉売ニ関スル件

去ル十一月一日ヨリ十日迄拾日間白米廉売券発行候処外米不足ノ為
メ全部ノモノニ廉売不能ニ有之候就テハ漸ヤク外米到着候間拾日分
購入セザルモノハ所持ノ廉売券携帯大磯町米穀商ニテ来ル十四日ヨ
リ購入スベキ様区内一般へ示達相成度此段及通知候也

追テ十四日ヨリ十六日迄ニ全部購入スベキ様示達セラレタシ

廉売券紛失者又ハ破棄シタルモノハ再ビ交付セザルニ付念ノ為メ
示達相成度申添候也

中取第一六、五八六号

大正七年十二月十二日

(二)

中 郡 長 (印)

大磯町長殿

外米購入ノ件

神戸市栄町三丁目内外貿易株式会社ニ於テ外米〔西貢米二等神戸渡
シ〕百斤十二円〔神戸ヨリ大磯迄運賃約一袋五十銭位ノ見込〕ニテ
売約可致旨申来リ候処右ハ千袋以下ノ小口ハ取扱ハサル由ニ付便宜
当行ニ於テ希望数量取纏メ千袋以上ニナラバ仲介可致候ニ付希望ノ

向ハ至急申出ラルヘク候

追テ百斤十二円ノ価格ハ時々変動可致候ニ付売約協定ノ節ハ当行
ヨリ一応希望町村ニ協議決定可致候ニ付念^(脱)為メ申添ヘ候

(三)

大正七年十二月十四日發議

自大正七年十二月十四日 参日問米穀商組合ニテ第貳回廉売分
至大正七年十二月廿五日

外国白米計算表

一 購入高五拾袋 米穀商組合ニテ購入分

此石数参式石八斗七升五合

壹袋平均廿六メ三百匁

同 六斗五升七合五夕

購入代金六百六拾八円五拾壹錢五厘

運賃金貳拾壹円八拾六錢

合計金六百九拾四参拾七錢五厘

一 廉売高^{四拾六袋ト}四斗五升八合五夕 参〇石七斗参合五夕 切符廉売ノ分

一 同 ^{参袋ト}一斗九升九合 貳石壹斗七升壹合五夕 中郡役所 警察分署 共同ノ分

此廉売金額参百九拾四円五拾錢

壹升拾貳錢ツ、ニテ廉売ノ分

此補給額貳百九拾五円八拾七錢五厘

壹升九錢ツ、ニテ補給ノ分

合計金六百九拾円參拾七錢五厘

(三)

大正七年十二月廿日

大磯町役場

各区長殿

外米廉売券交付方ノ件

(注) 別紙ノ通り外米二日分ノ廉売券送付候間夫々本人へ交付ノ上左記ノ

件示達相成度候

一 外米廉売券二日分交付候ニ付十二月廿二日ヨリ大磯町米穀商店

ニテ購入スルコト

一 廉売ハ本券交付ト同時ニ打切り以後白米ノ廉売ヲナサ、ルニ付

注意可有之候

一 十一月一日ヨリ十日迄交付シタル廉売券并ニ十二月廿二日ヨリ

廿三日迄交付シタル廉売券モ全部此際共通シテ効力ヲ有スルモノ

ニ付廉売券所持ノモノハ此際購入スベキ様示達相成度申添候也

(注) 別紙欠。

(三)

大正七年十二月廿四日發議
大正同年同月同日 決議
大正同年同月同日發送

合議(印) 主任(印)

廉売白米計算報告書

大正七年八月廿七日ヨリ全年十二月廿三日迄ノ間ニ於テ内地米、台

湾米、外国米ヲ廉売シタル日數六拾八日間ニシテ其ノ購入石數及廉

売石數廉売金額并ニ補給金額ノ總計表左ノ如シ

但内訳表ハ別紙明細表ノ通り

一 購入總石數六百五拾五石八斗壹升七合五夕

購入總價格壹万八千八百參拾九円拾五錢四厘

一 廉売總石數六百五拾四石四斗七升六合五夕

廉売總價格壹万參千九拾四十八錢五厘

補給總額 五千六百四拾八円九十六錢四厘

合計金壹万八千八百參拾九円拾四錢九厘

備考

一 廉売ヲ受ケタル總戶數平均八百戶ニシテ一戶當リ八斗壹升八合

九夕ツ、トナル

一 補給金額ハ平均一戶當リ七円六錢貳毛ツ、ナリ